



1月以降開始する申告等についてのお知らせ



令和3年分確定申告のお知らせ

問合せ 越谷税務署 ☎048-965-8111

日 時	会 場
1月4日(火)～2月7日(月) 9:00～16:00(土・日曜日及び祝日を除く)	越谷税務署 越谷市赤山町5-7-47
2月8日(火)～3月15日(火) 9:00～16:00(土・日曜日及び祝日を除く) ※ただし、2月20日(日)及び27日(日)は実施します。	イオンレイクタウン kaze3階「イオンホール」 越谷市レイクタウン4-2-2

※混雑を回避するため入場制限を実施し、受付終了時間を早める場合があります。
 ※イオンレイクタウン会場開設期間中は、越谷税務署内には確定申告会場はありません。
 ※新型コロナウイルス感染症対策により、受付方法等が変更になる場合があります。
 最新情報は国税庁ホームページをご確認ください。

税理士事務所における無料電話相談 (相談内容によっては有料となります。)

問合せ 関東信越税理士会越谷支部 ☎048-962-6131 (平日9:00～11:00、13:00～16:00)

▶日 時 2月1日(火)～15日(火) 9:00～11:00、13:00～15:00

▶相談方法 電話で税理士事務所へ。

▶対 象 公的年金等を受給している方、医療費控除を受ける方、令和3年中に退職し年末調整が済んでいない方

※新型コロナウイルス対策のため、税理士事務所での相談は行いません。

税理士会による所得税・復興特別所得税の還付申告会開催

問合せ 関東信越税理士会越谷支部 ☎048-962-6131 越谷税務署 ☎048-965-8111

▶日 時 2月3日(木) 9:30～11:00、13:30～15:00

※混雑状況により、受付終了時間を早める場合があります。

▶場 所 役場第二庁舎3階301会議室

▶対 象 給与所得者又は年金受給者で年収600万円以下の方

※住宅ローン控除(初年度)のある方、事業所得・不動産所得・配当所得・譲渡所得・利子所得・山林所得等のある方は受付できませんのでご注意ください。

▶必要なもの

【共通】

①令和3年分の「給与所得の源泉徴収票」又は「公的年金等の源泉徴収票」(コピー可)

②筆記用具

③還付金を受け取る口座(申告者名義)の金融機関名/口座番号の分かるもの

④源泉徴収票の住所が現住所と異なる場合は、住民票の写し

⑤「マイナンバーカード(個人番号カード)のコピー(両面)」又は「通知カードのコピー+本人確認書類のコピー(運転免許証やパスポートなど)」

⑥控除対象配偶者又は扶養親族がいる方: 控除対象配偶者又は扶養親族のマイナンバーカード又は通知カードのコピー

【年末調整が済んでいない方】

上記①から⑥までのほかに

ア. 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの支払金額が分かる書類

イ. 国民年金保険料控除証明書(日本年金機構発行)

ウ. 生命保険料・地震保険料の控除証明書など

【医療費控除を受ける方】

上記①から⑥までのほかに

エ. 「医療費控除の明細書」※事前の作成(領収書の転記等)が必要です

オ. 医療保険者が発行する「医療費通知」(領収書の転記に代えて添付する場合)

※担当税理士の人数が3人に縮小されます(昨年度は6人)。例年以上の混雑が予想されますので、スマートフォン又はパソコンでのe-TAXや、税務署会場(2月7日)・レイクタウン会場(2月8日～)のご利用をお勧めします。